長崎県建設工事成績評定点通知実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の工事成績評定点(以下「評定点」という。)の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定点通知の対象とする工事は、当分の間、請負額500万円以上の工事とする。

(評定点の通知)

第3条 契約担任者は、完成検査後及び債務負担行為対象工事の年度末既済部分検査後、 すみやかに当該工事の請負者に工事成績評定通知書(様式第1号)及び工事成績評定書 (様式第2号)により通知するものとする。

なお、債務負担行為対象工事の完成検査後は、完成検査及び最終評定を通知するものとする。

また、再評定を行った場合は、工事成績再評定通知書(様式第5号)及び工事成績再評定書(様式第6号)により通知するものとする。

(説明請求)

- 第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内(休日を含む)に評定点について説明を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により説明を求める場合は、工事成績評定結果説明資料請求書(様式第3号)によるもとする。

(説明請求の提出)

第5条 前条に規定する工事成績評定結果説明資料請求書の提出先は、検査指導幹(ただし、本庁建築課及び住宅課にあっては各課長)とする。

(説明請求に対する回答)

- 第6条 契約担任者は、評定点について請負者から説明を求められた場合、工事成績評定 結果説明資料請求に関する回答(様式第4号)より回答するものとする。
- 2 契約担任者は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める基準に従い、各地方機関及び本庁建築 課、住宅課に設置するものとする。

附 則

- この要領は、平成10年4月1日から適用する。
- この要領は、平成13年1月1日から適用する。(一部改正)
- この要領は、平成16年4月1日から適用する。(一部改正)
- この要領は、平成18年4月1日から適用する。(一部改正)
- この要領は、平成20年2月1日から適用する。(一部改正)
- この要領は、平成20年4月1日から適用する。(一部改正)
- この要領は、平成21年4月1日から適用する。(一部改正)

工事成績評定通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

名称

代表者氏名

契約担任者名

貴社が受注した工事について、工事成績評定指針に基づき評定した結果を通知します。 なお、評定の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日か ら14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

樣

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封 してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期
- 5 評 定 点 点(評定点内訳は、様式第2号のとおり)
- 6 書面の提出先 検査指導幹
- 7 評定点の種類
 - 注) 債務負担行為対象工事の場合は、下記の評定点種類を記入すること。 最終評定・完成検査・年度末既済部分検査

検査年月日:平成 年 月 日

工事番号	
工 事 名	
工事場所	
評定点種類	

工事成績評定書

評価項目	細別	評定点 / 満点
1.施工体制	施工体制一般	/ 3.2点
	配置技術者	/ 3.8点
2.施工状況	施工管理	/11.7点
	工程管理	/ 9.3点
	安全対策	/10.7点
	対外関係	/ 3.4点
3. 出来形	出来形	/ 1 3 . 9点
及び	品質	/ 1 5 . 9 点
出来ばえ	出来ばえ	/ 8.5点
4.高度技術(加点のみ)	高度技術力	/ 7.8点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.4点
6.社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 6.4点
7.法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		/ 100点

注) 債務負担行為対象工事の場合は、下記の評定点種類を記入すること。 最終評定・完成検査・年度末既済部分検査

工事成績評定結果説明資料請求書

平成 年 月 日

樣

住 所 商号又は名称 代表者指名

EП

自社が受注した工事について、工事成績評定の検査項目等内容について、御説明願います。

記

- 1 工 事 名 :
- 2 工事場所:
- 3 事業担当課 :
- 4 評定点種類 :
- 5 そ の 他
 - 注) 通知された工事成績評定通知書及び工事成績評定書に、評定点種類が記入されていた場合には、その評定点種類を記入して下さい。

契約の相手方

名称

代表者氏名

樣

契約担任者名

工事成績評定結果説明資料請求に関する回答

貴社受注工事の平成 年 月 日付説明資料請求に対して下記のとおり回答します。

記

工 事 名:

工 事

評定点種類:

	17071112777			
	評 定 考 査 項 目	判定	所	見
1.	施工体制			
	施工体制一般			
	配置技術者			
2 .	施工状況			
	施工管理			
	工程管理			
	安全対策			
	対外関係			
3 .	出来形及び出来ばえ			
	出来形			
	品質			
	出来ばえ			
4 .	高度技術			
	高度技術力			
5 .				
	創意工夫			
6.	社会性等			
	地域への貢献等			
7.		-		

尚、基準点は65点です。

注) 債務負担行為対象工事の場合は下記の評定点種類を記入すること。 最終評定・完成検査・年度末既済部分検査

工事成績再評定通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

名称

代表者氏名

樣

契約担任者名

貴社が受注した工事について、工事成績評定指針に基づき再評定した結果を通知します。 なお、評定の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日か ら14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封 してください。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 工 期
- 5 評 定 点 点(評定点内訳は、様式第6号のとおり)
- 6 書面の提出先 検査指導幹
- 7 評定点の種類
 - 注) 債務負担行為対象工事の場合は、下記の評定点種類を記入すること。 最終評定・完成検査・年度末既済部分検査

検査年月日:平成 年 月 日

工事番号	
工 事 名	
工事場所	
評定点種類	

工事成績再評定書

評価項目	細別	評定点 / 満点
1.施工体制	施工体制一般	/ 3.2点
	配置技術者	/ 3.8点
2.施工状況	施工管理	/ 1 1 . 7点
	工程管理	/ 9.3点
	安全対策	/ 1 0 . 7点
	対外関係	/ 3.4点
3. 出来形	出来形	/ 1 3 . 9点
及び	品質	/ 1 5 . 9点
出来ばえ	出来ばえ	/ 8.5点
4.高度技術(加点のみ)	高度技術力	/ 7.8点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.4点
6.社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 6.4点
7.法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計		/ 100点

注) 債務負担行為対象工事の場合は、下記の評定点種類を記入すること。 最終評定・完成検査・年度末既済部分検査

債務負担行為工事の評定通知方法について

評定方法 (ケース1:3年債務負担行為の工事の場合) 初年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査) (監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4= 評定通知 次年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査) (監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4= 評定通知 次々年度 (債務負担行為工事完成検査) (監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4= 評定通知 (監督員+主任監督員)×0.4+担当課長等×0.2+検査職員×0.4= 評定通知 【評定点の確定】評定通知 「評定通知 「評定点の確定】評定通知 「平定通知 「評定点の確定】評定通知 「平定通知

注)法令遵守等は、減点評価のみ。

最終評定点 = 評定点 + 法令遵守等

評定方法 (ケース2:2年債務負担行為の工事の場合)

初年度 (債務負担行為工事支払限度額既済部分検査)

(監督員+主任監督員) × 0 . 4 + 担当課長等 × 0 . 2 + 検査職員 × 0 . 4 =

+ 法令遵守等 = 既済部分検査評定点

評定通知

.....

次年度 (債務負担行為工事完成検査)

(監督員+主任監督員) × 0 . 4 + 担当課長等 × 0 . 2 + 検査職員 × 0 . 4 =

+ 法令遵守等 = 既済部分検査評定点

評定通知

【評定点の確定】評定通知

評定点 = 既済部分評定点 × 4割+完成検査評定点 × 6割

最終評定点 = 評定点 + 法令遵守等

注)法令遵守等は、減点評価のみ。